

福岡県行政改革審議会委員名簿  
(50音順)

氏名	役職名
井上 龍子 <small>イノウエ リュウコ</small>	八幡駅前開発(株)代表取締役社長
緒方 枝里 <small>オガタ エリ</small>	九州合同法律事務所
加留部 貴行 <small>カルベ タカユキ</small>	(特活)日本ボランティアコーディネーター協会理事 (特活)日本ファシリテーション協会フェロー
権藤 光枝 <small>ゴンドウ ミツエ</small>	(株)ブランチェス代表取締役
勢一 智子 <small>セイイチ トモコ</small>	西南学院大学法学部法律学科教授
谷口 美香 <small>タニグチ ミカ</small>	あゆみ監査法人
辻 琢也 <small>ツジ タクヤ</small>	一橋大学大学院法学研究科教授
利島 康司 <small>トシマ コウジ</small>	北九州商工会議所会頭 (株)安川電機特別顧問
西本 祥子 <small>ニシモト ショウコ</small>	元(公財)アジア女性交流・研究フォーラム専務理事
林田 浩暢 <small>ハヤシダ ヒロノブ</small>	(資)若竹屋酒造場社長
平部 康子 <small>ヒラベ ヤスコ</small>	佐賀大学経済学部教授
藤田 桂三 <small>フジタ ケイゾウ</small>	日本労働組合総連合会福岡県連合会副会長
二場 公人 <small>フタバ キミト</small>	田川市長(福岡県市長会)
南 博 <small>ミナミ ヒロシ</small>	北九州市立大学地域戦略研究所教授
安丸 国勝 <small>ヤスマル クニカツ</small>	大刀洗町長(福岡県町村会)

計15名

(敬称略)



## 本県の行政評価について

## 1 目的

施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図る。

## 2 評価の種類

## (1) 政策事前評価

新規の予算を重点的に配分する事業（以下「重点事業」という。）を実施する場合に、現状と課題は何か、どのような状態にしたいのか（目標設定）、事業内容が目標達成に役立つものとなっているかなどを検証する。

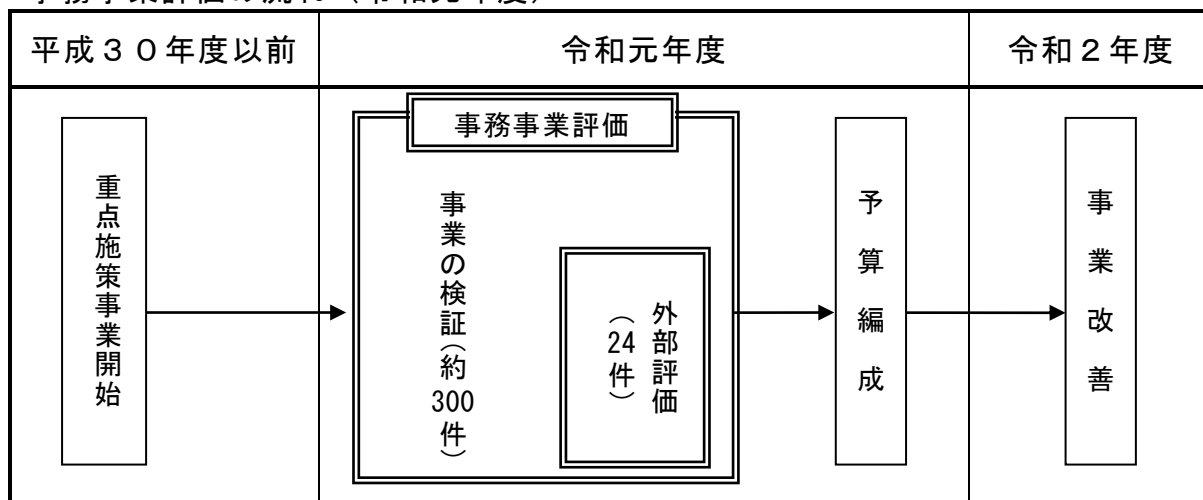
## (2) 事務事業評価

既存の重点事業（事業開始後1年未満のものを除く）について、事業の実績を確認・検証するとともに、次年度以降も事業を継続するか、終了するか、今後の事業の方向性を検討する。

## 3 外部評価

評価過程の一層の透明性や客観性を確保するとともに、各事業の改善を図るため、行政改革審議会委員が県の内部評価に対して、有効性、効率性等の観点から意見を述べる。

## 4 事務事業評価の流れ（令和元年度）



## 5 公表

事業ごとの評価書を、県のホームページ等で公表。

## (参考) 行政評価の件数

評価年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
政策事前評価	74	47	53	69	76	94	84	104	
事務事業 評価	継続	43 (5)	163 (21)	211 (23)	180 (24)	193 (24)	222 (24)	264 (24)	301 (24)
	終了	30	22	16	29	19	26	16	21
	計	73	185	227	209	212	248	280	322
合計	147	232	280	278	288	342	364	426	

注) ( ) 内は外部評価件数で内数



## 令和元年度 外部評価実施事業

No	事業名	部局・課・室名	実施日
1	子育て応援社会づくり推進事業 (「子育て応援の店」推進事業)	福祉労働部 子育て支援課	8月21日
2	企業における働き方改善推進事業 (働き方改革推進事業)	福祉労働部労働局 労働政策課	
3	福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点事業	商工部 中小企業技術振興課	
4	体験・交流・滞在型観光資源開発事業	商工部観光局 観光政策課	
5	観光魅力海外発信事業 (福岡観光魅力海外発信事業)	商工部観光局 観光振興課	
6	「福岡の食」販売拡大・消費促進対策事業	農林水産部 福岡の食販売促進課	
7	若者の農業参入定着支援事業 (若者の農業・農村参入及び定着促進事業)	農林水産部 経営技術支援課後継人材育成室	
8	糸島地域活性化事業	企画・地域振興部 広域地域振興課	9月10日
9	ソフトバンクホークス・ファームを活用した筑後七国 活性化推進事業	企画・地域振興部 広域地域振興課	
10	救急医療電話相談事業	保健医療介護部 医療指導課	
11	医療に関する多言語支援事業	保健医療介護部 医療指導課	
12	がん検診受診率向上対策事業	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	
13	発達障がい児者支援推進事業	福祉労働部 障がい福祉課	
14	ふくおかエコライフ応援プロジェクト推進事業 (エコファミリー応援事業)	環境部 環境保全課	
15	産業廃棄物監視指導強化事業 (中間処理施設に対する監視指導強化)	環境部 監視指導課	
16	建築物地震対策事業	建築都市部 住宅計画課	
17	放課後児童クラブ利用料減免事業	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局 青少年育成課	
18	障がい者スポーツ推進事業	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	
19	障がい者スポーツ推進事業 (特別支援学校等を活用した障がい児・者のス ポーツ活動実践事業、県民体育大会)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	
20	農林水産物ブランド確立対策事業	農林水産部 水田農業振興課 畜産課	
21	北部九州自動車産業アジア先進拠点推進事業	商工部 新産業振興課自動車産業振興室	
22	地域学校協働活動事業	教育庁 社会教育課	
23	ふくおかアスリート育成強化事業	教育庁 体育スポーツ健康課	
24	特別支援学校専門スタッフ強化事業	教育庁 特別支援教育課	

計24事業



平成30年度外部評価における意見への対応状況一覧

No	事業名 事業担当	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
1	情報バリアフリー向上事業 総務部 県民情報広報課	・障がいのある方が県の機関を訪れるに当たり最初に必要とされるのは、適切なコミュニケーションの確保であるため、県が障がいのある方との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備する。	・本事業の需要の掘り起こしは、基礎自治体に対して直に連絡をとった上で把握すべきではないか。  ・小さい字が見えない方や、視覚障がい以外の障がいをもった方にも対応できるよう、どんな方がどのような情報を求めているのか把握した上で、事業の範囲を少しずつ広げていけば良いのではないか。  ・点字の量のボリュームが多いので、届けない情報ピックアップか、伝達手段の棲み分けを行なうことも必要ではないか。	・市町村に対し、チラシの配架や広報紙への掲載等、視覚障がい者手帳保持者への周知依頼を行い、需要の掘り起こしにつなげる。  ・障がい福祉課と連携を図り、障がい者のニーズの把握に努めたい。  ・福岡県盲人協会より「合理的配慮の観点から全内容の掲載を希望する」旨の意見を受けており、引き続き、全ての内容を掲載したい。
2	企業における女性の活躍推進事業 人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	・福岡県女性の活躍応援協議会における実効性ある取組みの推進及び女性の活躍に向けた県内の気運の醸成を行う。 ・経済団体や業界団体と連携し、個々の企業等における取組みが着実に実施されるよう支援を行う。	・福岡県女性の活躍推進ポータルサイトに於ける企業の掲載件数が指標の一つとして参考となるのではないか。  ・専門家派遣において、専門家のアドバイスの中で役に立った点についても調査し発信すれば、他企業も派遣を受けたいと思うのではないか。  ・働き方改革や男女共同参画などに関わる他の事業とも連携をとりながら、更に女性の活躍推進に取り組んでいくことも大切ではないか。  ・子育て応援宣言企業数などを成果指標に入れると気運が分かりやすく良いのではないか。  ・人材募集をする際には、女性が活躍できる、働きやすい職場だと打ち出せば反応が大きいと思われる。	・意見を踏まえ、ポータルサイトでの企業掲載件数を指標に加える。  ・ポータルサイトにおける専門家派遣の事例紹介の中で、役に立ったアドバイスを取り上げ発信し、派遣企業の拡大につなげていく。  ・他の会議や事業の実施の際など様々な機会をとらえて、本事業の周知や説明を積極的に行っているところ。今後も充分に連携を取りながら、進めていく。  ・子育て応援宣言企業数を拡大させるための事業ではないため、本事業の指標に加えることは難しいが、事業実施にあたっては、女性の活躍応援協議会で当該登録企業数を構成団体に毎年報告するなど活用していく。  ・よくわかる女性活躍支援の手引きやポータルサイトにおいて、女性の活躍できる働きやすい職場づくりに取組み、人材の確保に繋がった事例を紹介しているところ。今後も積極的に紹介していく。

No	事業名 事業担当	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
3	社会的養護推進事業 (施設退所児童等自立支援 促進事業) 福祉労働部 児童家庭課	施設を退所した子どもに対し NP0を活用した相談対応、居場所 づくり等の支援を行うとともに、 県及び県社会福祉協議会による経 済的支援を実施することによる て、施設対応者の自立支援を図 る。	・NP0法人の延べ利用者数が成果指標となっ ているが、施設が頑張れば利用者は減るの で利用者数が増えれば良いのかわからな い。どこに重点的に取り組むべきかわかる 指標にしていきたい。 ・自ら相談できる子どももたくさんは限 らないので、定期的に施設から電話など できる体制を整えたいか。 ・施設を退所した児童は、時間の経過とと もに相談に行きづらくなっていくため、こ のような取り組みを継続していただきたい。	・退所した児童に対する相談支援を行っている施設は少な く、児童によっては施設内部の職員への相談をためらう可能 性もあることから、専門的な資格や経験を有するNP0法人を活 用した相談支援が有効であり、同法人の利用者数を指標とす ることが適当であると考える。 ・施設との定期的な連絡体制を整えるためにも、すべての児 童養護施設への訪問、施設、NP0法人及び県の三者による事業 改善会議を実施する。 ・引き続き、関係各所と連携しながら、事業を継続してい く。
4	英彦山及び犬ヶ岳における 生態系回復事業 環境部 自然環境課	・英彦山及び犬ヶ岳において、現 在進んでいないシカ捕獲を県が 実施することにより、耶馬日田英 彦山国立公園内におけるシカの生 息密度を自然植生に影響のない程 度に低下させ、生物多様性の保全 を進めるとともに、国立公園の魅 力を向上させる。	(特)無し	—
5	医療・福祉機器関連産業振興 事業 商工部 新産業振興課	・「ふくおか医療福祉関連機器・ 開発実証ネットワーク」を構築 し、県内企業の医療福祉機器分野 への参入を支援する。 ・現場ニーズに基づく医療福祉機 器の開発を推進することにより、 医療・介護の質の向上や現場従事 者の負担軽減に貢献する。	・この事業が医薬品医療機器等法認証取得 に役立っていることが見えるような成果 指標の設定を追加した方が良いのではない か。 ・大学や病院を介して実施している製品開 発支援について、直接中小企業に支援する 形にできないか。	・成果指標に、医療機器の実用化の成果である医薬品医療機 器等法の医療機器の認証等の取得件数を追加する。 ・医療機器の製品開発においては、現場ニーズの把握が重要 である。このため、医療現場を熟知し産学連携機関である九 州大学先端医療イノベーションセンターを通じ、中小企業に 対しニーズの提供から、機器開発、製品化まで一貫した支援 を実施している。また、飯塚病院等の医療現場のニーズを機 器開発に繋げる「飯塚メディコラボ」を通じ、中小企業の製 品開発を支援している。
6	有機光エレクトロニクス実 用化開発センター事業 商工部 新産業振興課	・第3世代有機EL材料 (TADF) の 実用化を目指す企業との共同研究、 地場企業の参入に向けた研究会の 開催や製品開発・販路開拓支援等 一連の支援を行い、有機EL関連企 業の育成・集積を図り、一大開発 拠点となることを目指す。	・事実上九大発ベンチャー企業に対する研 究開発支援になっている。開発側からする とかなり限られた額だが、この研究開発が 成功した場合の県のメリットが得られるス キームになっているか。 ・この手の事業は海外勢が先行しており、 難しい。研究だけで終わらせず、本当に商品 化されるのか見届けるべき。これを支援す るお金は結構な額だが、支援は必要。十分 注意していただきたい。	・県内企業を対象とした研究開発支援のほか、受託評価や研 究会開催による情報提供等、県内企業の参入を支援してい る。 ・有機EL分野は裾野が広く、ディスプレイについては海外勢 が先行しているものの、発光材料や製造・検査装置につい ては、国内企業が大きなシェアを有している。このような状況 のもと、関連企業の育成・集積を目指している。



No	事業名 担当課	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
7	県産農林水産物販売強化事業 農林水産部 園芸振興課	「あまおう」のトップブランドとしての地位を確固たるものにする。 ・「早味かん」「秋王」の販売促進などを進め、早急なブランド化を図る。	今後「あまおう」ブランドを維持していくためには、その利益分から流通対策や研究開発などに循環的に投資していくようシステム構築が必要なのではないか。  ・「あまおう」の輸出強化や、ブランド強化の方向性を見直しも含めた新たな施策に切り組んでいく必要があるのではないか。	あまおう生産者の生産・販売に伴う収益の一部は、ブランドPRなど流通対策に活用されている。また、県では省力化・高品質化に向けた研究開発に対し、重点的に予算を措置するとともに、今後生産者やJAと連携して、集落営農法人への作付促進、雇用型経営への誘導、新規就農者の掘り起こし等により、品質向上や生産量の確保を目指し、ブランドの価値を高めていきたい。  ・ブランド強化に関しては、現状としてあまおうはブランドとしてしっかり確立されており、ブランドとしての需要に見合う供給の確保が現在の課題であるため、県としては、当面は上記のように、関係者と連携して、あまおうの生産の維持、拡大や流通対策等に努めていく。 あまおうの輸出はアジア中心であるが、28年度からは米国の市場調査、29年度からは米国であまおうの販売促進フェアを実施している。令和元年度も引き続きJA等関係機関と連携し、新たな取引先・量販店での販売促進を支援していく。
8	畜産競争力強化総合対策事業 (生産拡大対策、畜産基盤強化対策、優良家畜導入支援) 農林水産部 畜産課	・生産基盤の強化による畜産競争力の強化、産地維持、発展を図る。 ・事業加入の促進、畜産経営の安定化を図る。 ・県産畜産物の販路拡大、消費者ニーズに合った商品提案を積極的に展開し、県産畜産物の消費拡大を図る	(特になし)	—
9	歯科口腔保健強化事業 保健医療介護部 健康増進課	・「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、科学的根拠に基づくむし歯予防、歯周病予防、高齢者施設における歯科口腔保健を推進する。	・フッ化物洗口の実施校数を成果指標とするのが良いのではないか。	・本県の12歳児一人平均むし歯本数は全国平均より多く、直近10年間の、むし歯本数の改善率も全国が約5割のところ、本県は約3割と芳しくないため、小学校でのフッ化物洗口を進めている。 平成31年度からの福岡県歯科口腔保健推進計画(第2次)においても、学童期のむし歯のない者の増加を目標とし、12歳児の一人平均むし歯本数を数値目標としていることから、成果指標は「12歳児一人平均むし歯本数」のままとする。
10	生活保護自立促進事業 (被保護者就労支援事業) 福祉労働部 保護・援護課	・生活保護受給者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより、生活保護受給者の自立促進を図る。	・福祉事務所だけで解決するのではなく、若者をサポートしている他の機関等とも連携していくことが重要なのではないか。  ・事業参加者に向けて就職のためのサポートを行うだけでなく、企業や事業所に向けて、雇用促進のアプローチもを行い、両面的に進めていくことが効果的なのではないか。  ・就職に結びつかなかった7割の方に対する支援に関する成果指標の設定を検討する必要があるのではないか。	・就労の前段階の支援を行うためには、他機関との連携が必要と考えており、現在もハローワークや就労移行支援事業所等の就職支援を行う機関と連携を行っている。今後さらにも連携強化に努めていく。  ・委託業者による事業所に対しての就職先の開拓や事業対象者の紹介を継続していく。  ・就職に結びつかなかった7割の者の中には、生活リズムが崩れているなどの理由により直ちに就職することが困難な者が多いことから、就労の前段階の支援の充実を検討しており、それに合わせた成果指標の設定についても検討する。

No	事業名 担当課	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
11	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 福祉労働部 保護・援護課	・貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進する。	・ボランティア登録数1,400という目標の妥当性の検討が必要なのではないか。 ・学習支援の周知にあたっては、参加する子どもへの配慮の観点から、対象を困窮世帯と限定しない募集の方法を継続すべき。 ・先進事例の情報公開の場等があれば、地域がお互いに切磋琢磨できるのではないか。 ・ボランティアに関わっている人数を成果指標にすると良いのではないか。	・学習支援事業を安定的に実施していくためには、人員確保の観点から多くのボランティア登録が必要である。目標設定のあり方については、今後の市町村の状況をみながら検討していく。 ・今後子どもへの配慮を十分に行いながら、募集を継続していく。 ・現在、他自治体との会議の場において情報交換を行っており、今後とも工夫しながら継続して実施していく。 ・成果指標や目標は、現場の学習支援事業を安定的に実施していくために多くのボランティア登録が必要との考えのもと、ボランティア登録数としているところ。目標設定のあり方については、今後の市町村の状況をみながら検討していく。 ・ボランティアの募集について市町村の協力を得るなど、今後とも工夫していく。
12	産業廃棄物監視指導強化事業 (不法投棄監視体制の強化) 環境部 監視指導課	・休日・夜間パトロールにより不法投棄廃棄物を早期に発見、対応する。 ・不法投棄位置情報の電子地図へのマッピングにより、現場特定の迅速化及び関係者間での情報共有に繋げる。 ・機動性の高い監視カメラの導入等により、不法投棄実行者の特定や新たな不法投棄等の抑止を図る。	・不法投棄の総数を減らすことが一番重要なことで、その評価が見えるよう成果指標を設定すべきではないか。 ・成果指標が改善率だけでは、不法投棄対策の評価としては見えにくい。発見する努力とすぐに対応していることが見えるような成果指標を設定した方がよいのではないか。	・来年度の事務事業評価に当たって、客観的に伝わりやすい指標として、「不法投棄等不適正処理事業」(※)の件数を成果指標に設定することについて検討することとした。 ※「不法投棄等不適正処理事業」 不法投棄等の不適正処理に係る廃棄物の量が1件当たり10トン以上の事業(福岡県環境白書より)
13	経営革新支援事業 商工部 新事業支援課	・経営革新承認企業の販路開拓等の出口支援を一体的に推進し、中小企業・小規模事業者の成長発展を促す。 ・経営革新計画承認企業の計画の実行を円滑に進めることで、中小企業者の持続的な成長発展を図る。	・成果指標が「経営革新計画が終了後、売上が向上している企業の数」とあるが、これだけでは事業全体の評価にはならないか。	・本事業は新たな事業に取り組み県内中小企業に対し、法に基づき経営革新計画の策定とその確実な実行を支援すること で当該企業の経営の向上を図るもの。 その手法として、地域中小企業支援協議会で行う経営革新計画の策定促進事業や、県及びびベンチャービジネス支援協議会で行う経営革新計画を確実に行き上げるための事業を本事業で実施し、計画策定企業の売り上げ向上を支援している。 したがって、現在の指標は本事業全体の取組みの成果を表すものであり、売上の向上は、国の示す経営革新の指標の一つとなっている。
14	直売所を拠点とした地域の元気づくり事業 農林水産部 農山漁村振興課	・地域集落等で組織する地域協議会が、営業支援や収入、交流の拠点として直売所を活用し、産産振興や都市農村交流を図ることにより、農山漁村の活性化を図る。	(特になし)	—

No	事業名 担当課	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
15	空き家対策推進事業 建築都市部 建築指導課	・専門家による相談体制を整備する ・専門知識と技術的ノウハウの蓄積を支援し、地域の実情に応じた空き家対策を促進する。 ・空き家対策の進捗状況や個別課題等を近隣市町村と意見交換すること	(特になし)	—
16	「二七電話詐欺」対策事業 (被害阻止対策事業) 警察本部 生活安全部生活安全総務課 刑事部捜査第二課	・「二七電話詐欺」の撲滅	(特になし)	—
17	青少年ネット適正利用促進事業 (少年の犯罪被害防止の強化) 警察本部 生活安全部少年課	・インターネットによる犯罪被害から少年を守ることも、少年のインターネットの適正な利用を促進する。	・サイバーパトロールの情報を全国で共有する仕組みがあるか ・サイバーパトロールの情報については、サイバー指導の対応となる書き込み情報について、全国警察で共有する仕組みは現時点構築されていないが、補導活動の過程で他都道府県における被害が判明すれば、各都道府県警察と共同して積極的に事件化を進めるなど、全国警察との連携を図っていく。	・サイバー補導は、本県警察を含め全国警察が各都道府県内の少年を対象として実施している。 ・サイバー補導の対象となる書き込み情報について、全国警察で共有する仕組みは現時点構築されていないが、補導活動の過程で他都道府県における被害が判明すれば、各都道府県警察と共同して積極的に事件化を進めるなど、全国警察との連携を図っていく。
18	留学生支援連携事業 企画・地域振興部国際局 国際政策課	・本県で学ぶ留学生を総合的にサポートし、本県を多様で優秀な人材の交流拠点とし、地域活性化を促進する。	・今後留学生が多くなる専門職大学への積極的なサポートが留学生の定着に有効な点ではないか。 ・事業費が適正な額であるか判断できるように、留学生サポートセンターの運営に関する負担金と事務局の国際交流センターへの補助金の内訳を示して欲しい。 ・外国人留学生の就職後のフォローについては、今後の制度も見ながらさらに強化していくべき。 ・外国人に母国で技術と日本語を習得させた後日本で就職させるといった手法をとっている企業とも連携すると良いのではないか。	・令和元年度から開設予定の専門職大学への留学生について、「福岡県留学生サポートセンター」における支援の対象となることを想定している。 ・事務事業評価書に加筆した。 ・就職後、福岡県内に在住することとなった外国人に対しては、(公財)国際交流センターにおける生活全般の総合相談窓口やボランティアによる日本語教室支援を通じて支援を行っていく。 ・新たな在留資格である「特定技能」等、国の制度を踏まえながら外国人材の受入れに関する県施策の検討に当たり、参考としていきたい。

No	事業名 担当課	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
19	国際交流推進事業 (海外県人会人材育成・活用推進事業) 企画・地域振興部国際局 国際政策課	・県人会の次世代を担う子弟を福岡に招き、福岡や日本語・日本文化に対する興味を高めてもらうことにより、将来、県人会の中核を担う人材として育成する。 ・本県青年を県人会に派遣することにより、県人会の若者の福岡への関心を高めるとともに、その後も県内青年との交流を継続することとで、日本・福岡への関心を維持し、県人会活動への参加を促進する。	・会員数を世帯数で計上する県人会があるが、成果指標が会員数であるため、何らかの形で実人数を把握しないことと成果が見えない。場合によっては成果指標を変えざるべきではないか。 ・全国的に曲がり角の事業であり、人件費もかかるので、来年度の県人会世界大会後にも思い切った事業の見直しが必要ではないか。	・会員数の計上方法について、実人数と世帯数が混在していたことから、実人数に統一するように見直すこととし、平成30年度については現在集計中である。 ・令和元年に開催予定の県人会世界大会において、これまで移住県人会へ派遣した本県青年達と県人会員との交流を図ることを設定することとしている。参加した青年達や各県人会とも意見交換を行い、今後の事業展開について検討したい。
20	学習ボランティア派遣事業 人づくりに・県民生活部私学振興・青少年育成局 政策課	・福岡県立大学が市町村等の学力向上事業を支援することにより、筑豊地域の小学生・中学生の学力向上を図るとともに、ボランティア活動を通じて、福岡県立大学の対人支援職に就く職業としての資質向上を図る。	・本来の成果は学力向上であるべき。現在のボランティア数及び回数では、個々の子どもは学力向上に資するには中途半端な規模ではないか。 ・福祉系の学生は学習ボランティアに参加し、仕事としての立場を実感することで、就職後のミスマツクが減るので、参加数が増えたと良いと思う。しっかりと事業を継続していただきたい。 ・事業の成否ということから考えると、もう少し成果を具体的にアピールできる仕組みの工夫や成果指標の設定が必要ではないか。 ・県だけが頑張るのではなく、学校や教育委員会と組んで取り組んで欲しい。	・派遣事業に参加した学生から効果、影響を聞き取り、こうして把握した成果を次の世代の学生に伝えることなどにより、積極的な参加を促し、新たに設定した「学習ボランティア派遣延べ人数」の指標の達成を着実に進める。市町村の取り組みに本事業が加わることにより学力向上に貢献していく。 ・筑豊地域の市町村を含む関係者によるネットワーク会議の開催を検討するなど、事業の成果を可能な限り広く周知する仕組みを検討していくとともに、県教育委員会や筑豊地域の学校等との連携をより一層図っていく。
21	女性リーダー一養成事業 人づくりに・県民生活部私学振興・青少年育成局 政策課	・トップリーダーとして活躍を目指す社会人女性の実施や、海外有力大学とのコンソーシアム構築により、高品質の高い教育の展開等により、次世代を担う女性リーダーの育成の推進を図る。	・女性トップリーダー一養成研修の成果を何らかの形で企業に示すことで、受講者が次のステップアップに向かっていけるような工夫ができていないか。 ・ネットワークが仕事の成果に繋がりにくく、交流会をその日限りで完結させずに同窓会などを工夫して行なえないか。 ・同じ企業から続けて研修に参加してもらえようという問題点を検証する努力をしていただきたい。 ・民間が実施している同趣旨の研修と比較してみると良いのではないか。 ・質の高い研修をやっていくのであれば、一定の受講料を払ってでも受講生を出してもらおうことを成果指標とすべきではないか。	・更に上位の階層を目指す女性を増やしていくためには、企業や業種の枠を超えて、普段の悩み相談ができるような仕組みが有効であるため、過去の受講者による自主的な情報交換会の開催状況等を適宜把握し、新たな受講者に呼びかけ、情報提供するなどして、受講者によるネットワークづくりを支援、充実することを検討する。 ・受講者や受講させた企業から課題や改善点を聴取し、研修内容の充実、改善を図っているところであり、民間における同種研修の内容や受講料についても情報収集を行うなどして、引き続き、質の高い研修となるよう努める。
22	地域猫活動支援事業 保健医療介護部 生活衛生課	・県内に「地域猫活動」の普及・定着を図り、飼い主不明の猫の引取数を削減することで猫の致死処分数の減少を目指す。	(特になし)	—

No	事業名 担当課	事業のねらい・目的	外部評価における意見	県の対応状況
23	<b>英語力向上推進事業</b> <b>教育庁教育振興部</b> <b>高校教育課</b> <b>義務教育課</b>	<p>・英語教員の英語力・指導力を高め、講義形式の授業から言語活動を中心とした授業への改善を図る。</p> <p>・英検準1級相当の英語力を有する中・高等学校の英語教員を増やすことにも、英語教員の英語力向上を図る。</p> <p>・高等学校において、論理的思考力や判断力、表現力に加え、実践的な英語力を身につけたグローバル人材を育成する。</p>	<p>・現在の成果指標で英語ができる子どもが育つのかを確認しながら事業を進めていくべき。</p> <p>・小中学校から英語を学ぶ必要がある、様々な教科で英語を取り入れられるよう、全教科の教員採用試験で英語検定の試験を課すと良いのではないかと。</p>	<p>・指標については、各教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てるために文部科学省が実施している「英語教育実施状況調査」をもとにしており、生徒・児童の英語力の向上における各指標の相関を検証しながら事業を進めてまいりたい。</p> <p>・小中学校における英語教育の教科化を踏まえ、一定の英語力を有する者を採用するため、平成31年度採用試験から、英語有資格者の採用枠(20人)を新設しており、令和2年度採用者から英検準1級以上の有資格者に対して、専門試験における加点制度を新設する。</p> <p>また、中学校英語教員の採用試験においても、一定の英語力を有する者に対する特例制度を設けており、引き続き小中学校の教員の英語力向上に取り組みたい。</p>
24	<b>アクティビティ・ラーニング推進事業</b> <b>教育庁教育振興部</b> <b>高校教育課</b> <b>義務教育課</b>	<p>・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を通じて、教員研修を集中的に実施する体制を整備する。</p> <p>・児童生徒に確かな学力と社会に必要とされる力を身に付けさせる。</p>	<p>・担当部局がアクティビティ・ラーニングを行っている場にも実際に参加してみたり、他の学校との比較や前回の比較を行うべきではないかと。</p> <p>・アクティビティ・ラーニングの授業に教科書の指導要綱のようなモデルケースがあれば、全ての教員が一定レベルの授業ができるのではないかと。</p> <p>・自己評価の指標だけでなく、客観的な評価を成果指標に取り入れるべきではないかと。</p> <p>・教育の現場にも効果が実感できるような事業にすると、その効果が見えるような成果指標とする努力をするべきではないかと。</p>	<p>・小中学校では、県教育委員会指導主事等がアクティビティ・ラーニングによる授業を実施している指定研究校における授業・連絡協議会に複数回参加して、現状把握、指導・助言を行っている。また、高等学校では、平成27年度から全県立学校での「主体的・対話的で深い学び」(アクティビティ・ラーニング)実現に向けた授業改善を推進する「福岡県立学校『新たな学びプロジェクト』」を実施しており、平成30年度は県内を5地区に分け、各地区で実践発表会を開催した。県教育委員会指導主事等が各学校での公開(研究)授業や研修会、地区版実践発表会に参加して、現状把握、指導・助言を行っている。</p> <p>・児童生徒の実態に応じた授業展開が必要であるが、その中でもモデルになる授業については指導資料として今後取りまとめるとの予定であり、それらを活用して啓発してまいりたい。</p> <p>・アクティビティ・ラーニングによる授業の公開の事前・事後の教員の関わりを深める工夫を行うとともに、全国学力・学習状況調査結果の活用を含め、適切な指標を研究してまいりたい。</p>



## 福岡県外部評価実施要領

## 第1 目的

行政評価について事業の評価過程における一層の透明性や客観性を確保するとともに、各事業の改善を図るため、福岡県行政改革審議会（以下「審議会」という。）による外部評価を行う。

## 第2 対象

外部評価の対象は、当該年度における行政評価対象事業（政策事前評価対象事業を除く。）から、以下に掲げる事項を考慮して審議会において選定する。なお、選定に当たっては事業分野ごとの均衡に留意する。また、関連する事業は一括して選定する。

- (1) 事業費の高いもの
- (2) 事業の県民へ与える影響が大きいと考えられるもの
- (3) その他審議会が必要と考えるもの

## 第3 実施時期

外部評価は、予算案策定作業前に実施する。

## 第4 観点

審議会の委員は、各事業の改善等を図るため、主に以下の観点から意見を述べる。

- (1) 事業の有効性
  - ・事業内容は、目標の達成に寄与するものとなっているか。
  - ・事業効果を高めるための取組（連携、PR等）が十分になされているか。
- (2) 事業の効率性
  - ・一層の効率化に向けて実施手法の工夫はしているか。
  - ・経費の効率化のために具体的な取組はなされているか。
- (3) 評価内容のわかりやすさ
  - ・有効性、効率性等についての分析・評価がわかりやすく記述されているか。
  - ・事業の成果や評価の根拠について、わかりやすく記述されているか。

## 第5 公表

外部評価における意見は、速やかに公表する。

## 第6 意見の活用

外部評価における意見は、これを今後の事業展開に反映させることができるよう各事業部局において検討する。また、検討結果は、公表する。

## 第7 実施方法の見直し

外部評価の実施方法は、審議会の意見を踏まえながら、適宜見直しを行う。





平成六年十二月二十六日

福岡県規則第八十一号

## 福岡県行政改革審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県行政改革審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に答申する。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、県行政の制度及び運営に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、専門委員に準用する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部行政経営企画課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。